

## 鹿児島県工業試験場跡地利活用検討事業支援業務委託 企画提案競技実施要領

### 1 趣旨

この要領は、「鹿児島県工業試験場跡地利活用検討事業支援業務委託」（以下、「本業務」という。）において、企画提案競技により業者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

### 2 本業務の概要

#### (1) 業務名

鹿児島県工業試験場跡地利活用検討事業支援業務委託

#### (2) 業務目的

鹿児島県では、鹿児島中央駅西口地区の鹿児島県工業試験場跡地（以下、「工試跡地」という。）の具体的な利活用の方向性について、経済団体、交通事業者、学識経験者、その他関係機関などにより構成する検討委員会を設置し、周辺の土地所有者4者からなる連絡会で合意した「まちづくりの基本的な考え方」（別紙1）を尊重しつつ、県民や地域住民の皆様など様々な御意見も伺いながら丁寧に検討を進めていくこととしている。

本業務は、上記の検討委員会での協議や県民からの意見聴取、地域住民との意見交換、民間事業者等へのサウンディング調査を実施しながら、工試跡地の具体的な利活用の検討の支援を行う業務である。

#### (3) 業務内容

別添「鹿児島県工業試験場跡地利活用検討事業支援業務委託 仕様書（案）」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

#### (4) 履行期限

令和7年3月25日（火）まで

#### (5) 契約上限金額

4,780千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※ ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。

### 3 参加資格要件

次に掲げる項目を全て満たす者とする。

#### (1) 法人であること。

#### (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

#### (3) 鹿児島県から指名停止措置を受けている者ではないこと。

#### (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、銀行取引停止処分がなされている者。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。

- (5) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人ではないこと。  
また、次のいずれかに該当する法人でないこと。
- ア 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
  - イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
  - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - オ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
  - カ アからオまでに掲げる者の依頼を受けて、応募しようとする者
- (6) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他鹿児島県知事が適当でない判断するものを除く。

#### 4 スケジュール

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| (1) 企画提案募集開始     | 令和6年3月26日（火）   |
| (2) 質問書の提出期限     | 4月2日（火）午後5時    |
| (3) 質問書への回答の公表期限 | 4月5日（金）        |
| (4) 企画提案書等提出期限   | 4月18日（木）午後5時必着 |
| (5) 審査結果通知（予定）   | 4月24日（水）       |

#### 5 質問書

本企画提案競技に関して質問があるときは、質問書（様式1）を提出し、回答を求めることができる。

##### (1) 提出方法

「4 スケジュール」に示している期限までに電子メールにより提出すること。

※ 電子メールを送付した旨を電話で連絡すること。

##### (2) 回答

質問書に対する回答は、鹿児島県ホームページにおいて公表する。

なお、質問書に対する回答は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

#### ■ 県ホームページ

ホーム > 県政情報 > 財政・予算 > 県有財産 > 鹿児島県工業試験場跡地の利活用に関する情報 > 鹿児島県工業試験場跡地利活用検討事業支援業務委託  
<https://www.pref.kagoshima.jp/ac01/sougouseisaku/koushi-ato-itaku.html>

## 6 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

ア 提出かがみ（様式2）

イ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する誓約書（様式3）

※ 鹿児島県の入札参加資格者名簿等に搭載されている法人については、「イ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する誓約書」の提出は不要とする。

ウ 企画提案書（実施方針，実施手順，企画内容及びスケジュール等を示すこと）

エ 実施体制書（本業務を実施するに当たっての人的体制を示すこと）

オ 費用見積書（積算内訳を具体的に示すこと）

カ 法人の概要書（代表者，所在地，事業内容，役員，過去に実施した同種又は類似の業務実績等を記載すること）

### (2) 提出期限

令和6年4月18日(木)午後5時必着（郵送により送付する場合は，同期限までに必着のこと。）

### (3) 提出部数

6部（原本1部）

### (4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）による。

※FAXや電子メールは不可

## 7 企画提案書等の作成に係る留意事項

企画提案書等の作成に当たっては，次の事項に留意すること。

### (1) 提出書類のうちウ～カはA4サイズとし，様式は任意とする。

ただし，ウについては，仕様書記載の「2 業務内容」の項目毎の企画内容が分かるように作成し，全5頁以内で作成すること。

また，カに記載の業務実績については，業務名，業務期間，委託者，業務内容等を記載すること。

### (2) 仕様書の内容以外に，契約上限額を超えない範囲で，本業務の目的を達成するために有益と思われる事項があれば追加提案すること。なお，追加提案である旨が分かるように作成し，1頁で作成すること。

### (3) 採用された企画提案書の使用権は鹿児島県に帰属する。

### (4) 費用見積書の作成に当たっては，仕様書及び企画提案書等に記載した内容を踏まえて，業務を実施するために必要な全ての費用を算出すること。

### (5) 企画提案書等の提出は1者1案とする。

### (6) 作成に使用する言語及び通貨は，日本語及び日本国通貨とする。

### (7) 作成及び提出に要する費用は提案者の負担とする。

### (8) 企画提案書等は返却しない。

## 8 審査方法及び審査結果

### (1) 審査方法

審査委員会を鹿児島県総合政策課において開催し，書類審査の結果，最も内容が優れていると評価された企画提案書等を提出した者を最優秀提案者とする。なお，必要に応じて書面等による質疑を行う。

- (2) 審査項目及び審査内容  
別表1のとおり。
- (3) 審査結果  
審査結果は、全ての提案者に対して書面により通知する。  
なお、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

## 9 契約

- (1) 最優秀提案者となった者を委託先候補とし、鹿児島県と詳細な業務の内容や契約条件について協議し合意した後に委託契約を締結する。
- (2) 前項の交渉が不成立の場合には、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。
- (3) 業務内容を修正した場合においても、2(5)に定める額を上限とする。
- (4) 本業務の委託契約は、鹿児島県の契約書式により契約書を作成するものとする。  
契約に当たっては、契約書を2部作成し、各1部を保有する。
- (5) 委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

## 10 失格要項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- (2) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (3) 費用見積書記載の金額が契約上限金額を超えた場合
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (5) 審査の公平を害する行為があった場合
- (6) その他企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があった場合

## 11 その他留意事項

- (1) 企画提案書等は、提案者に無断で使用しないが、審査に必要な範囲において複製を作成するものとする。
- (2) 審査の過程や結果については、鹿児島県情報公開条例（平成12年条例第113号）に基づき、不開示情報を除いて、情報公開の対象になる。
- (3) 天変地異その他やむを得ない理由により、業務の全部又は一部を発注できない場合がある。

## 12 担当部署（提出先及び問合せ先）

鹿児島県総合政策部総合政策課 担当：竹下、片野田  
〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号  
TEL：099-286-2353 FAX：099-286-5525  
電子メール sgkikaku@pref.kagoshima.lg.jp

別表1 審査項目及び審査内容

審査項目	審査内容	配点
基本理解	業務の目的及び内容を正しく理解しているか。	5
業務内容	仕様書2-(1)-① 運営支援 提案された企画内容は、検討委員会の資料作成、議事録作成、討議結果の整理等の運営支援について、効率的かつ的確なものとなっているか。	5
	仕様書2-(1)-② 資料作成 提案された企画内容は、検討委員会を円滑に行うための各種情報収集や、それに基づく資料作成について、効率的かつ的確なものとなっているか。	10
	仕様書2-(2) 県民からの意見聴取 提案された企画内容は、県民からの幅広い意見聴取・分析が円滑に実施され、地域住民の意見の収集・集約が可能となっており、効率的かつ的確なものとなっているか。	15
	仕様書2-(3) 民間事業者等へのサウンディング調査(アイデア募集) 提案された企画内容は、幅広い意見を収集する手法が具体的に示されており、効率的かつ的確で、創意工夫のあるものとなっているか。	15
実施計画	仕様書2-(3) 民間事業者等へのサウンディング調査(対話) 提案された企画内容は、幅広い意見の中から利活用に有用なアイデアを把握する手法が具体的に示されており、効率的かつ的確で、創意工夫のあるものとなっているか。	15
	提案されたスケジュールは、現実的で円滑な業務実施が可能なものとなっており、検討委員会の議論の進捗等に対し、柔軟に対応可能なものとなっているか。 提案された実施体制は、専門的知見からの業務への助言や、円滑な業務実施が可能となっており、検討委員会の議論の進捗等に対し、柔軟に対応可能なものとなっているか。	10
実績	業務を円滑に遂行するために十分な実績を有しているか。	10
必要経費	必要な経費が適正に計上されているか。	5
追加提案	業務の目的を達成する上で有益な追加提案に対する加点。	15
合計		120